

そばの農産物検査規格の 改正について

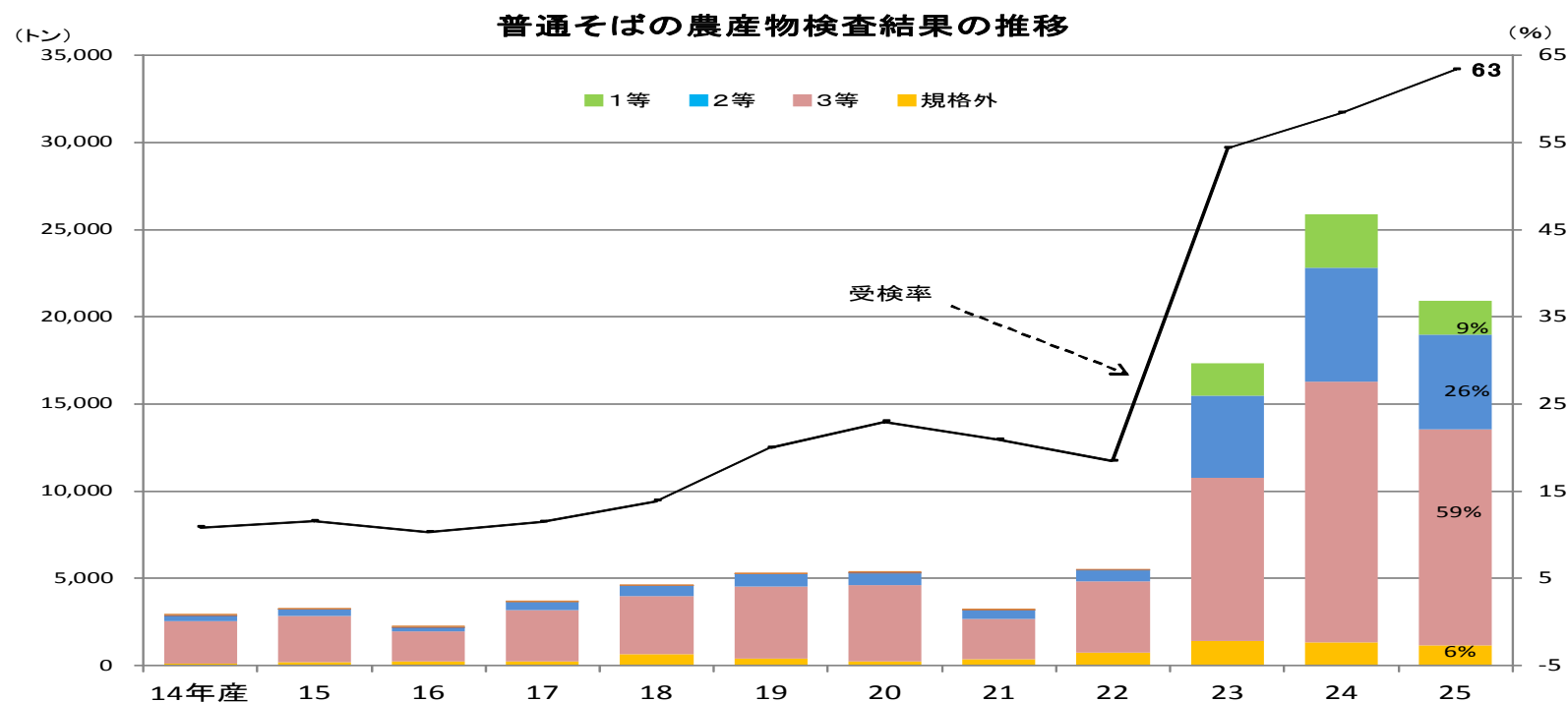
平成 26 年 3 月

農林水産省

1 そばの農産物検査の状況について

(1) そばは、生産者と実需者との相対取引が主体であったことから、農産物検査の受検実績は、長年、生産量の1～2割程度で推移してきた。しかし、近年は転作作物として水田で作付されることが多く増加傾向で推移しており、平成25年度の作付面積は61,400ha、収穫量は33,100 tとなっている。

(2) 平成23年度に農産物検査の等級に応じて交付金が支払われる仕組みが導入されたことを受けて、そばの生産量が大幅に増加するとともに、受検数量も増加し、直近の受検率は生産量の6割強となっている。



注1: 平成25年産は平成26年1月末の検査実績
 注2: 受検率は、生産量に対する農産物検査の受検数量の割合

2 そばの規格改正要望について

生産者や実需者から、形質（外観の見ばえ）を重視する現行のそばの検査規格では、実需者が求めている早刈り（完熟前）で粒の色が薄いそばは下位等級となるなど、流通の実態に即しておらず見直すべきとの要望が出された。

【生産者】

- ・ 実需の要望に応じ早刈りした場合には、粒の色が薄く下位等級となっている。
- ・ 夏そばは水分が高いことから水分規格の緩和を希望する。

【実需者団体】

普通そばの検査規格について、流通実態や実需者の評価基準との乖離がある。

○容積重

- ・ 流通実態に合わせ各等級を引き上げるべきである。（参考：輸入の最低基準605g/l）

○粒度

- ・ そばの歩留まりは粒が大きいほど良いことから、国内産についても粒度による基準があるとよい。（参考：輸入の最低基準は4.5mm）

○粒の色

- ・ 早刈りで粒の色が薄い粒が混入しても、容積重が確保されていれば歩留まりに影響がなく問題はない。

○被害粒

- ・ 3等は25%まで被害粒の混入が認められることから、実態に合わせて引き下げるべきである。
- ・ 発芽粒は、製麺適性に大きな影響があることから、混入程度を別に設定できないか。

○異種穀粒・異物

- ・ 異種穀粒、異物が別に規定されているが、そば粉にならないものはきょう雑物として一括して1%程度にしてはどうか。（例：輸入の最低基準は、きょう雑物として1%）

○水分

- ・ 水分の上限は現行の水分で良いが、水分が低いと製麺適性に影響があることから、下限を設定できないか。

3 普通そばの検査規格改正の方向

流通の実態を踏まえ、従来の形質を重視した検査規格から、容積重（充実度を現す指標）を重視した客観的かつ簡素な規格とし、

- ① 等級区分は、3等級を2等級に簡素化
- ② 容積重が一定程度確保されていれば、粒色に関わりなく製粉歩留まりは確保できるとしていることから、形質に係る規格を廃止するとともに、流通の実態に即して容積重の最低限度を引き上げなどとする。

★そばの検査標準品



★早刈りそば

